

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和8年8月4日

香美市長

依光晃一郎

香美市条例第31号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(香美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 香美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年香美市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(香美市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 香美市上下水道事業の設置等に関する条例(平成18年香美市条例第211号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。